

出雲市監査委員告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年10月17日付財政第105号により、出雲市長から令和4年度定期監査に係る改善措置の通知がありましたので、別紙のとおり公表します。

令和5年（2023）10月20日

出雲市監査委員 神 門 三千夫  
出雲市監査委員 射 場 かよ子  
出雲市監査委員 寺 本 淳 一

財 政 第 1 0 5 号

令和5年(2023)10月17日

出雲市監査委員 様

出雲市長 飯 塚 俊 之



令和4年度定期監査に係る改善措置について (通知)

令和5年(2023)1月30日付け監査第177号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。



令和4年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【収入事務】 使用許可期間1か月未満の土地の行政財産使用料について、消費税を課すべきところを課していなかった。 ・新出雲ウインドファーム電線管敷設 [消費税法施行令第8条、消費税法基本通達6-1-4、出雲市行政財産使用料条例第2条第1項] 【補足】3月中途に使用許可し、4月以降も再度使用許可する予定があるため消費税を課していなかった。	今後、同様の事例があれば適正に処理します。 なお、令和4年度以降は、年度ごとに使用許可期間1年の土地の行政財産使用料を徴収しています。	都市建設部	建設企画課
2	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【支出事務】 業務委託請書に受注者印が押されていなかった。 ・令和3年度紙等リサイクルステーション開設業務(出東コミュニティセンター) [行政手続等の見直しについて(令和3年3月12日付総務部長通知)]	今後、請書の受領の際には、複数の職員での確認を徹底します。	環境エネルギー部	環境施設課
3	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【契約事務】 仕様書に記された委託業務の数量が減少したにもかかわらず、契約変更していなかった。 ・令和3年度新町児童公園外49公園トイレ等清掃業務 [地方自治法第2条第14項、出雲市会計・契約事務の手引]	履行状況の確認に努めると共に、数量の増減の際は適切に対応することとしています。	都市建設部	都市計画課
4	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、指定管理者指定時に承認手続を行っていなかった。 ・真幸ヶ丘公園、手引ヶ丘公園、斐川公園 [地方自治法244条の2第9項、出雲市都市公園条例第18条第2項]	指摘を受け当該施設の指定管理者と協議し、市長への承認申請を提出させ、承認手続を行いました。(令和5年4月1日付)	都市建設部	都市計画課
5	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、指定管理者指定時に承認手続を行っていなかった。 ・ひらた健康福祉センター障がい福祉部門、平田福祉館、多伎地域福祉センター [地方自治法244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	令和4年度に承認手続を行いました。	健康福祉部	福祉推進課
6	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、指定管理者指定時に承認手続を行っていなかった。 ・東須佐サポートセンター「かがやきの家」、生活支援ハウス、佐田老人福祉センター「潮の井荘」、里家センター [地方自治法244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	東須佐サポートセンター「かがやきの家」、生活支援ハウス、佐田老人福祉センター「潮の井荘」、里家センターの指定管理施設の利用料金の額について、令和4年度に承認手続を行いました。	健康福祉部	高齢者福祉課
7	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、指定管理者指定時に承認手続を行っていなかった。 ・斐川企業化支援センター [地方自治法244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	令和5年4月3日に指定管理者から利用料金承認申請書を提出してもらい、市の承認を得る手続を行っています。	商工振興部	商工振興課 (R4までは産業政策課)
8	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、指定管理者指定時に承認手続を行っていなかった。 ・パルメイト出雲 [地方自治法244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	令和5年4月1日に指定管理者から利用料金承認申請書を提出してもらい、市の承認を得る手続を行っています。	商工振興部	商工振興課
9	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免及び還付に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・斐川公園、手引ヶ丘公園 [地方自治法第244条の2第9項、都市公園条例第18条第3項] 【補足】規則で市長による使用料減免条項はあるが、指定管理者への読替条項がないにもかかわらず、指定管理者が利用料金の減免承認手続をせずに使用料と同様の減免をしていた。	当該施設の指定管理者と協議し、市長への承認申請を提出させ、承認手続を行いました。(令和5年4月1日付)	都市建設部	都市計画課
10	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免及び還付に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・平田福祉館、多伎地域福祉センター、湖陵福祉センター [地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	令和4年度に承認手続を行いました。	健康福祉部	福祉推進課

令和4年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
11	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免及び還付に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・佐田老人福祉センター「潮の井荘」、生活支援ハウス [地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]	佐田老人福祉センター「潮の井荘」、生活支援ハウスの利用料金の減免及び還付に関する基準について、令和4年度に承認手続を行いました。	健康福祉部	高齢者福祉課
12	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免及び還付に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・斐川企業化支援センター [地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項] 【補足】規則で市長による使用料減免条項はあるが、指定管理者への読替条項がないにもかかわらず、指定管理者が利用料金の減免承認手続をせずに使用料と同様の減免をしていた。	令和5年4月3日に指定管理者から減免及び還付基準承認申請書を提出してもらい、市の承認を得る手続を行っています。	商工振興部	商工振興課 (R4までは産業政策課)
13	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免及び還付に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・パルメイト出雲 [地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項] 【補足】規則における読替条項で利用料金減免を指定管理者がすることになっているが、指定管理者が特に必要と認める場合の減免基準の承認手続がとられていなかった。	令和5年4月1日に指定管理者から減免及び還付基準承認申請書を提出してもらい、市の承認を得る手続を行っています。	商工振興部	商工振興課
14	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 利用料金の減免に関する基準について、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるべきところ、承認手続を行っていなかった。 ・東須佐サポートセンター「かがやきの家」 [地方自治法第244条の2第9項、出雲市高齢者等生活サポートセンターの設置及び管理に関する条例第16条] 【補足】指定管理者が公益上特に必要と認めるときは減免できると条例の規定にあるが、一般の市民利用を承認手続をしないまま利用料金免除としていた。	東須佐サポートセンター「かがやきの家」の利用料金の減免に関する基準について、令和4年度に承認手続を行いました。	健康福祉部	高齢者福祉課
15	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 指定管理者が行うべき施設の利用料金の減免を市が行っていた。 ・斐川環境学習センター [地方自治法第244条の2第9項、出雲市斐川環境学習センターの設置及び管理に関する条例第20条第3項] 【補足】令和元年度の指摘により指定管理者が減免基準の承認手続を得て利用料金の減免を行っていたが、その後の事務の再確認時に、条例・規則の解釈を誤り指定管理者が利用料金の減免はできないと判断し、市が減免手続をしていた。	令和4年12月に減免基準の承認手続を行い、指定管理者が減免を行うよう変更しました。	環境エネルギー部	環境政策課
16	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 行政財産使用料の算定に当たり、適用する使用料率を誤っていた。 ・多伎町口田儀地内の古紙リサイクルステーションの使用許可 [出雲市行政財産使用料条例第2条第1項第2号] 【補足】使用料率は8.8/100とすべきところ、消費税率改定前の8.64/100で計算していた。	令和4年4月1日付行政財産使用許可より消費税額を修正しています。	環境エネルギー部	環境施設課
17	4	R5.1.30	監査第177号	定期監査	【財産事務】 防火対象物である直営施設において消防訓練を実施していなかった。 ・湖陵ふれあい館、南部ふるさとセンター [消防法第8条第1項]	令和5年1月27日に湖陵ふれあい館、南部ふるさとセンターにおける防災訓練を実施しました。	健康福祉部	高齢者福祉課